

令和 6 年 3 月市会及び 5 月市会について

令和 6 年 3 月に開催された令和 6 年 3 月市会及び令和 6 年 5 月から 6 月にかけて開催された令和 6 年 5 月市会について、以下のとおり報告します。

1 令和 6 年 3 月市会

(1) 令和 6 年度予算

以下の予算議案を提案し、可決されました。

- ・ 令和 6 年度京都市水道事業特別会計予算
- ・ 令和 6 年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(2) 指定業者の指定等に係る手数料の導入

受益者負担の適正化を図る観点等から、指定給水装置工事事業者及び指定下水道工事事業者の指定及び指定の更新に係る手数料を新たに定めるため、以下の議案を提出し、可決されました。

- ・ 京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

2 令和 6 年 5 月市会

布設工事監督者等の資格要件の見直し

安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国の資格要件が見直されたことに伴い、京都市水道事業条例に定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を国と同様に改正するため、以下の議案を提出し、可決されました。

- ・ 京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

(参考) 3月市会及び5月市会での主な質疑について

1 令和6年3月市会

(1) 令和6年度予算

令和6年度予算に関する総括的な見解

収入面では、ホテル・旅館等の観光業をはじめとした、料金単価の高い事業用水量の増加が見込まれる一方、支出面では、各種物価の高騰が継続するなど、収入面・支出面ともにプラン策定時の想定から様々な変動が生じている。こうした状況の下で、業務執行体制の見直しや民間活力の導入をはじめ、効率的な事業運営に努めることにより、令和6年度の建設改良積立金について、プランに掲げた目標値を確保する予算編成ができた。

(2) 指定業者の指定等に係る手数料の導入

指定業者の指定や更新に関する手数料を徴収することとした背景や理由

指定給水装置工事事業者制度は、適正な給水装置工事の確保を目的として、平成10年の水道法改正により創設されたが、本市では、一定の技術を有する指定業者の数を増加させることを優先して、制度創設当初から、手数料は徴収しない取扱いとしてきた。その後、所在不明の事業者の増加等が課題になったことを受け、令和元年の法改正により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間とされ、指定の更新手続が必要となった。本市でも、この5年間に順次更新を行う中で、既に指定を受けている事業者の実態把握を進めてきた。

こうした中、近年、指定業者の数は750者程度と十分な数が確保できている状況にあることや、他の多くの自治体で既に当該手数料が導入されていること、さらには、更新制度の導入後に指定を受けた事業者が、初めて更新を迎える時期であることを踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、この時期に手数料の徴収を開始しようとするものである。

指定下水道工事事業者についても、指定給水装置工事事業者制度と同様に、既に指定業者の数が一定確保できている状況や、他の多くの自治体で既に当該手数料が導入されているといった状況も踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、手数料を徴収する必要性があると判断し、新設することとしたものである。

2 令和6年5月市会

布設工事監督者等の資格要件の見直しの背景

全国的に水道の専門性を持つ技術者の減少やベテラン職員の退職に伴う若年齢化が将来にわたる大きな課題となっている。

特に国内の中小の水道事業体においては、技術職員は水道だけでなく、下水、道路、河川等の部署を異動し経験を積むことが多い。そのため、水道の実務経験を相当年数積んだ技術者が不足してきており、布設工事監督者等の資格要件を満たす技術者を確保することが困難な状況となっている。こうしたことを背景に、国により資格要件が見直されたものである。